[記 入 例]

届書種別	被保険者の記号
適 5 ※	1 2 3 4

この届書は、標準報酬月額の改定を行う事由が生じたら
速やかに提出してください。

㋐健康保険被保険者の番号	㋑被保険者の氏名	㋒生年月日	㋓種別	㋔㋕従前の標準報酬月額	㋖従前の改定月・原因
報酬月額				㋗3ヶ月の総計 / ㋘改定年月	㋙備考
㋚算定対象月の報酬支払基礎日数	㋛金銭(通貨)によるものの額	㋜現物によるものの額	㋝合計	㋞平均額 / ㋟修正平均額	・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月
				㋠㋡決定後の標準報酬月額	

被保険者の番号	氏名	生年月日	①2・3 5・6・7	健保の従前	厚年の従前	※ 年 月
567890	健保一郎	(昭5 平7) 3 9 1 2 1 0		0 4 7 0 千円	千円	備考

支払基礎日数	金銭(通貨)によるものの額	現物によるものの額	合計			
前3月目 4月 30日	535,000 円	5,200 円	540,200 円	総計 1,620,600 円	改定年月 0 1 年 0 7 月	・遡及支払額 円
前2月目 5月 31日	535,000 円	5,200 円	540,200 円	3ヶ月平均 540,200 円	修正平均 円	・昇(降)給差 35,000 円 ・昇(降)給月 0 1 年 4 月 通勤 円
前1月目 6月 30日	535,000 円	5,200 円	540,200 円	健保の改定 0 5 3 0 千円	厚年の改定 千円	食事 円 住宅 円 被服 円 その他 円 ( ) 円

(届書の説明)

この届書は、次の1および2のいずれにも該当したときに提出するものです。

1．昇給または降給により固定的賃金（基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。）に変動があったとき、または賃金体系に変更のあったとき。

2．昇(降)給した月または賃金体系に変更のあった月から引き続く3ヵ月間の各月の支払基礎日数が17日以上あり、3ヵ月間に受けた平均報酬月額から得られた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じたとき。
（さかのぼって昇給等があった場合には、実際に支給された月が起算月となります。）

例） 4月昇給の場合　4　月　5　月　6　月　7月から変更（改定）

(記入の方法)

1．㋙欄の昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。

2．㋔㋕欄の「健保の従前」欄には、従前の標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては、前に0を記入して4桁とします。

3．㋚欄には、昇(降)給のあった月(前3月目)から引き続く3ヵ月(上記の例の場合は、4月(前3月目)、5月(前2月目)、6月(前1月目)となります。)と、各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)、日給者の場合は、稼動日数

4．㋛欄には、各月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入します。
(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。

5．㋜欄には、各月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものを通貨に換算して記入します。
現物で支給される食事や住宅は，厚生労働大臣が定めた標準価額にもとづいて算入します。
なお、該当しないときは、0を記入します。

6．㋝欄には、㋛欄＋㋜欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。

7．㋗欄には、㋝欄(合計額)の3ヵ月の総計を記入します。

8．㋘欄には、この届により標準報酬月額が改定される年月を記入します。
なお、改定される年月が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。

9．㋟欄には、㋗欄（総計）の額を3で除して得た平均額を記入します。円位未満は切捨てとなります。

10．㋙欄の「遡及支払額」には、3ヵ月の間に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことによる昇給差額や、3ヵ月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。

11．㋙欄の「昇（降)給月」には、昇（降)給が行われた年月を記入します。

12．㋠欄には、次の計算式によって計算した額を記入します。
ただし、㋙欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
・遡及分や遅払分の支払が行われたとき。
(㋗欄の金額－㋙欄の「遡及支払額」)÷3＝㋠欄の金額

13．㋡㋢欄の「健保の改定」欄には、㋟欄の金額(㋠欄に記載されている金額があるときは、㋠欄の金額)を「標準報酬月額等級区分表」(健康保険法第40条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が4桁に満たないものについては、前に0を記入して4桁とします。

14．㋙欄の備考欄には、次の事項を記入します。
・「遡及支払額」には、対象月内に支払われた通常給以外の報酬額
・「昇(降)給差」には、昇(降)給により増(減)額された月額
・「昇(降)給月」には、昇(降)給分や遡及分の支払いが行われた月
・㋜欄に記入したときには、その現物の名称を○印で囲み、それぞれの金額。